

平成22年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成22年9月30日 午前10時00分 開会  
午後 1時45分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	森 田 源千代
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	大 武 勇 吉
保健福祉部長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上下水道部長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 9番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 認 第 1 号 平成21年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認 第 2 号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 平成21年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成21年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第11号 平成21年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議第39号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第40号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第37号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第15 議第42号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第43号 平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第44号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第38号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第41号 平成22年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第45号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第21 発議第2号 沖縄・尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の中国政府及び国際社会に対する日本政府の対応に関する意見書について
- 日程第22 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

お諮りいたします。

報道関係者から写真、テレビ等、撮影の申し出が出ておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。昨日追加議案の取り扱いについて、議会運営委員長を開催願ひ、審議方法等について協議願っておりますので、議会運営委員長より報告願ひます。

14番、寺田君。

**寺田議会運営委員会委員長** 本日の追加議案について、29日議会運営委員会を開催し、その審議方法等について協議いたしておりますのでご報告いたします。

まず、葛城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。審議方法につきましては、上程を行いその内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いいたします。

なお、議案上程につきましては、決算特別委員会及び各常任委員会への付託議案全ての採決終了後の日程第20で上程いたします。

次に、沖縄尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の中国政府及び国際社会に対する日本政府の対応に関する意見書についてでございます。上程を行い、その内容説明を受け、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論そして採決までお願いいたします。なお、議案上程につきましては、日程第21で上程いたします。

以上でございますが、どうか最後まで皆様のご協力によりまして、議会運営が円滑に図れますようお願い申し上げまして委員長報告といたします。

以上でございます。

**下村議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、議事日程及び議案審議を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議事日程及び議案審議を行うことにいたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより、議案審議に移ります。

日程第1、認第1号から、日程第11、認第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は、決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

**赤井総務文教常任委員会委員長** 去る8日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第11号までの11議案につきまして、21日、22日、27日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、認第1号、平成21年度一般会計決算の認定についてであります。歳出の総務費についてであります。質疑に入り、大字間の防犯灯の設置については、平成21年度実績で何基設置されたか。また、大字間の防犯灯に対する定義はどういったものか、という問いに対し、平成21年度中の防犯灯新設数は67基であるが、そのうち大字間の防犯灯設置数は5基である。大字間の定義については、集落周辺から概ね100メートル以上離れた場所ということになっており、防犯灯設置にかかる費用の補助率は、2万5,000円までは全額補助とし、2万5,000円を超える分については設置費用の2分の1補助とし、最高10万円となっているという答弁がありました。

また、近年、電算に関する経費は増加傾向にあると思われるが、平成21年度の電算にかかる経費は幾らなのかという問いに対し、電算にかかる主な経費は、リース代や補修委託料であるが、通信基盤の整備統合化をはじめ、各課の専用用紙の集中管理やリサイクルトナーの一括購入など経費削減により、5年前と比較すると6から7割程度削減でき、平成21年度の電算経費は約4,944万円となっている。今後は、電算システムの共同化や広域化により、事務の効率化や経費の削減に努力を重ねていきたいという答弁がありました。

また、国の緊急経済対策により、平成21年度9月に公用車の購入費用として1,880万5,000円の増額補正をされたが、その購入内容について教えてほしい。また、この件に関して、1,000万円近くの不用額が出ているがその理由は、という問いに対し、葛城市への経済危機対策臨時交付金により、軽のワンボックス車両14台と、軽トラック5台の19台を購入する補正予算を組んだ。しかし、最終交付額が2億868万7,000円で、見込みより8,000万円少なかったため、既に決定していた9事業について、一般財源からの持ち出しをなるべくおさえるよう調整した結果、軽のワンボックス12台の購入で913万円の支出となり、1,000万円近くの不用額が発生したという答弁がありました。

次に、民生費では乳幼児の医療費助成について、歯科受診と入院について、小学校卒業前まで拡充されたが、今後通院等にも拡充されないのかという問いに対し、子どもたちを育てやすい環境をつくるために、早い段階で通院まで拡充していきたいが、財源にも限りがある中で、国の妊産婦検診の助成との兼ね合いもあり、住民福祉の増進のため、どちらを優先していくのか検討していきたいという答弁があり、またワクチン接種において、予防できる子宮頸がん予防のワクチン接種について、対象が小学生6年生から中学3年生の女子が対象で、予防が可能であるが、ワクチンは高額で3回の接種が必要であり、市として今後の所見はどうかという問いに対し、有効なワクチンと認定されており、今後、国の予算措置等動向を見きわめながら平成23年度の事業として検討していきたい。また、対象は思春期の児童・生徒

ということで、その保護者の理解も必要であり、あわせて指導啓発していきたいという答弁がありました。

次に、衛生費では、ごみ焼却施設運転管理委託費について、平成19年度が5,200万、平成20年度が5,700万、平成21年度が6,300万と年々500万円ほど上がっているがその内訳は、という問いに対し、新庄クリーンセンター分において、平成19年度は、職員が1名張りついて委託会社より5名の体制。平成20年度は途中で委託会社に全面委託し、平成21年度からは全面委託という形態になり、このような金額になったという答弁があり、また、ことし3月事業系ごみ料金、10キロを100円から150円に引き上げる条例改正を提出するまで、事業所の把握、ごみの実態を把握されていなかったが、その後どのように取り組まれたかという問いに対し、新たな事業所の抽出をはじめ、新炉建設も控え、事業系ごみの減量は必須であり、事業系ごみの廃プラスチックごみをどうするかなど、葛城市のごみ分別を確定した中で事業所を訪問し、協力、啓発活動を行っていきたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、平成21年度の当初予算で予定していた文化とコミュニティ祭り事業とほかのイベントを集約したものに変更するため、400万円の補正予算まで組まれて行われた葛城フェスタが1回で終わった理由は、という問いに対し、葛城フェスタの予算については、本来であれば当初予算で計上しなければならないところを補正予算での計上となったことに対し、申し訳なく思っているとともに、間に合わせるができなかったことに対して反省している。今度のゆめフェスタ in 葛城は、住民だけでなく、周りの人を巻き込んだ形で、葛城市のよさを知ってもらうために、商工会と一緒にさせていただくということでの時間的な差異があり、不信感を抱かせてしまい申し訳なく思っているが、葛城市の一大イベントに育てあげるべく、官民こぞって協力し合いながら末長く続けていきたいという答弁がありました。

また、鳥獣害防止対策協議会負担金について教えてほしいという問いに対し、鳥獣害防止対策協議会負担金は、イノシシやアライグマの捕獲檻の購入や11大字で、合計16キロにわたり設置したワイヤーメッシュの防護柵設置などを行った経費に対する負担金であるという答弁がありました。

次に、土木費では、平成21年度の繰越明許のうち、土木費の占める割合が一番高くなっているが、公有財産の購入や工事請負などの繰越事業の進捗状況は、という問いに対し、各担当課長から事業の完成したもの、まもなく完成するもの、年度末までに完成する見込みであるものについて、それぞれ報告がありました。

次に、消防費についてであります。消防の広域化の状況についてはという問いに対し、複雑化、大規模化する災害に備え、市町村の消防体制の充実を図るため、平成21年4月1日、奈良県消防広域化協議会が発足され、以降、協議会4回、幹事会6回、専門部会として、総務部会、警防部会、予防部会、救急部会、通信部会がそれぞれ3回開催され、今後のさらに検討が進められていくと考えられるという答弁がありました。

また、奈良県の救急搬送の受け入れが一番悪いと報道されているが、現状はどのようになっているか、という問いに対して、救急搬送について、全国都道府県の調査の結果、奈良県

の重症患者の搬送は非常に悪いという結果が出た。迅速に搬送できるよう、毎回医療機関にお願いに回っているが、地域的なこともありできていないところがある。県でも奈良県立医大を中心とした二次救急の体制を打ち上げておられ、知事に要望していきたいという答弁がありました。

また、先日、林堂で火災があったが、現場で燃えたものは古物でなく廃棄物と思われるが行政としてどう対応しているのか、という問いに対し、県とも協議しながら廃掃法による改善計画書を出していただく手続きをしているが、今後、古物商の管轄である公安委員会、消防と協議しながら、古物なのか廃棄物であるのか検証もしながら対応していくという答弁がありました。

次に、教育費では、学校関係の工事請負費で安く入札されて不用額が出ているが、施工の質について問題はないのか、最低制限価格を設けるべきではないのか、という問いに対し、業者の選定については、一般競争入札の総合評価方式を採用しており、価格と技術の両面から落札者を決定している。施工管理については、専門業者に管理委託をし、定例会議を開いて管理している。最低制限価格を設定すると価格が集中し競争原理が働かない場合があり、コストも上がってしまうため設定していないという答弁がありました。

また、スクールカウンセラーの状況はどうなっているのかという問いに対し、白鳳中学では臨床心理士に来ていただいて、不登校生徒、その他の問題をかかえる生徒、保護者、教員のカウンセリングをしていただいている。年間287件の相談を受けているという答弁がありました。

また、備品購入費で計上された学校ICT事業の内容はという問いに対し、追加経済対策の一環の学校ICT環境整備事業にかかる補助でデジタルテレビ247台、パソコン445台を学校等に導入することができた。アンテナについては、事前の調査で不要ということであったが、導入後電波状態の悪いところがあり、別途で導入ということになった。今後セキュリティの研修等も充実しながら活用を図っていきたいという答弁がありました。

歳入では、市民税の現年課税分の収納率が98%を割り込むような状況になっている。個人市民税においては、収納率が前年比0.27%上がっているが、法人市民税については0.9%下がっているがどのような理由か、という問いに対し、個人市民税においては、納期を3期から4期に変更し納付がしやすくなったこと、一方、法人市民税においては、大手企業が不況により減収になり、その影響が大きく、さらに市内の企業の倒産により税の収納が不能となったためという答弁がありました。

また、固定資産税償却資産の納税義務者数は減ってきているのに調定額は年々ふえている理由は、という問いに対し、255件のうち、シャープ株式会社のソーラーシステムの設備投資の部分と、リースされている関係で償却資産の調定は増加しているという答弁がありました。

総括では、財政調整基金積立金の繰り入れを減らすことができ、実質収支で3億円ほどの黒字を出すことができた理由は、という問いに対し、当初予算での見込みより、歳入では、市税、地方交付税、国の地域活性化対策に伴う臨時交付金による財源の振りかえによりふえ、逆に歳出では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が減額となったため、

という答弁がありました。賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第2号、平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。質疑に入り、特定検診の受診者数、対象者数、受診率をお聞きしたい。また、特定検診受診率が伸び悩んでいる中で、さらなる受診率の向上に向けがん検診とセットを行う総合検診方式を取り入れているのか、という問いに対し、特定検診の対象者数6,588人に対し、受診者が1,114人で受診率は16.9%と、昨年の18.1%より1%下がっている。また、各種がん検診とセットで特定検診を受けていただくことも行っているという答弁がありました。

国民健康保険短期保険証の発行が、前年より49件減っているがどのような理由か、という問いに対し、関係課で内規をつくらせていただき、1カ月証の発行をやめ、滞納の期数により3カ月証、6カ月証、また分納誓約書の提出により、1年証の発行としたため件数が減ったという答弁がありました。賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第3号、平成21年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてであります。質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第4号、平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。質疑に入り、介護予防事業の特定高齢者の実態把握事業について、チェックリストを提出してもらい、該当する方にさまざまな介護予防運動教室に参加していただき、予防に努めていただくよう介護予防事業を展開されている中で、今後第4期介護保険事業計画の間にどのようにケアしていくのか、という問いに対し、特定高齢者の介護予防事業として運動教室、認知症予防教室、口腔機能向上等教室等の実施してきたわけだが、今後において一般高齢者についても、認知症、予防教室等の事業を拡大しながら、第5期介護保険事業計画をみすえて事業展開してきている。また、来年度特定高齢者の実態把握については、65歳以上の方全員を対象にやっていきたいという答弁がありました。

介護保険料の普通徴収において、平成21年度不納欠損を滞納繰越額の60%に当たる1,380万円を一挙にしている理由は、という問いに対し、これまで2年の時効消滅による不納欠損については、主に死亡等の資格喪失者に行っていたが、県の実地指導において、給付制限の措置を適格にしていくことにより滞納を減らすようにと指導もあり、平成12年度からの滞納者の不納欠損を実施した。今後においては、滞納者に対し、給付制限の措置を行いながら、保険料の公正・適正な徴収を行っていきたいという答弁がありました。

次に、介護施設は市内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設があり、近隣には介護療養型施設と3施設があるが、特別養護老人ホームと介護療養型施設の待機者についてお聞きしたい、という問いに対し、平成21年度調査時において、要介護3、4、5の方が56人、平成22年度においては63人おられ、そのうち寝たきり状態と思われる要介護4、5の方は30人おられる。待機者の中で、現在、介護療養型施設に入っておられる方は4人おられる。また介護療養型施設の待機者は、把握できていないという答弁がありました。賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第5号、平成21年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。質疑では、水洗化率を上げるための具体的な取り組みはどういったものか、という問いに対し、平成20年度工事完了分については、平成21年5月に下水道供用開始の案内と、3年以内につなぐと5万円の助成が受けられることなどを1軒1軒説明してまわり、秋には、半年後に供用開始から3年が過ぎる家を対象に、接続のお願いに回った。また、においの苦情などがあった場合、そのエリアを集中的に接続のお願いにまわっているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号平成21年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。質疑に入り、地産地消について、市長の施政方針の中で食べものを大切にする、感謝する、乳幼児から発達段階において、食育の推進をさまざまな体験を通じて充実していくということであるが、今後どのように進めていこうとされているのか、という問いに対し、子どもたちは学校の方で芋をつくったり、また地域の暮らし、食生活の中で学習をしている。また、給食の献立表の中で、地域で使われているものを知らせる。つくる人への感謝、食のありがたさを伝えていくという答弁がありました。

また、食べ残しや給食センターの加工残渣は焼却しているとのことであったが、今後バイオマスタウン構想にも掲げておられるが、生ごみ処理をリサイクルするなどどのように考えられているのか、という問いに対し、新炉建設計画もあり、循環型社会の形成に向けて、おひさま堆肥を進めているということで連携していけないか研究、検討していきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。質疑に入り、現在残っている債権の状況と今後の見通しについて教えてほしいとの問いに対し、債権総額は、9件6名分で約1,755万円である。内訳としては、滞納債権7件、5名分で1,077万円と、償還を受けている債権678万円となっている。今後の見通しとしては、滞納債務者5名のうち3名については、県の住宅資金等貸付金回収管理組合の方で交渉中であり、残りの2名については自己破産された方と居所不明の方となっている、という答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成21年度葛城市霊園事業特別会計決算の認定についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第9号、平成21年度葛城市広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。質疑、討論はなく採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第10号、平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。質疑に入り、後期高齢者医療保険料の普通徴収分の収納率や滞納状況、または保険証の発行状況はという問いに対し、平成21年度普通徴収収納率は、現年分で98.15%、過年度



分で94.59%となっている。滞納状況としては、平成21年度では、135万円の収入未済額が発生している。また、保険証の発行については、広域連合の保険証の取り扱いに準じて行っており、前年度の保険料課税分の2分の1納付、また平成21年度からの被保険者の場合は、納期月で5期以上の課税額合計の2分の1の納付がなければ、6カ月の短期証を発行している。平成21年度8月時点で、発行実績は8人で、平成22年度では同じ8月時点で、10人に対して短期証を発行したという答弁がありました。

また、歳入の諸収入の保険料還付金の内容を教えてほしいという問いに対し、後期高齢者医療保険料については、市で収納した保険料は広域連合に納めるため、過年度分の所得更正や死亡などの税額更正による還付金については、一旦、市の歳出から還付を行い、その額を広域連合から返してもらっている。実績としては、平成21年度で、3件の還付処理を行っておるといふ答弁がありました。賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、認第11号、平成21年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。質疑に入り、有収率が若干下がっても、回収率が116.9%と過去最高に高くなった要因は、という問いに対し、水道事業収益では、大口利用者の使用料の増加に伴い給水収益が前年よりふえたことと、受託工事収益や雑収入の減額によりほぼ横ばいであったが、水道事業費用では、営業費用の受託工事費や、職員1名減にかかる総係費の減、さらに営業外費用の支払い利息などの減額により、前年より2,550万円の減となった結果、高い回収率につながったという答弁がありました。

また、水道事業は毎年黒字となっているので、市民に還元する意味で水道料金の値下げに対する考えは、という問いに対し、施設の老朽化や監視システムの1本化、管の敷設がえなど、今後支出がふえることが予想される。また、ことしのような猛暑が続く天候により、県水使用料は契約水量を超えるとペナルティを払わなければならないことも考えられる。さらに、大滝ダムの完成に合わせて県水の料金改定が行われ、二部料金制になるという話が現在出ており、試算によると、葛城市では、現行より毎年1億5,000万円の支出をしなければならないので、何とかこういったことにならないように県に働きかけていく、という答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、付託された11議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

**下村議長** 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第1号の平成21年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

小泉、安倍、福田政権と続いた構造改革路線、自民公明政権最後の麻生内閣によって、派遣労働者の登録延べ数は、平成11年度の107万人から平成19年度には384万人となり、過去最悪を更新し、働く人の3人に1人は、派遣や請負、パートなどの不安定な仕事にしか就けず、年収200万円以下の働く貧困層が1,000万人を超えました。平成20年の企業倒産件数は、1万2,681件となり、前年比15.7%増と平成13年度以降で最多となっています。ことし6月に生活保護を受けた人が、55年ぶりに190万人を超えたことが、厚労省のまとめでわかりました。100年に一度の経済危機の中で、国民市民の暮らしと雇用は、ずたずたにされています。

住民福祉の増進を図る役割を担う地方自治体の財政は、三位一体改革の3年間で、国庫補助金削減の総額は、5兆2,000億円に達しました。これに対する財源対策は、所得譲与税で3兆円、交付金課税8,000億円と合わせて3兆8,000億円に過ぎず、差し引き1兆3,000億円近い地方財源が削られてまいりました。地方交付税は、3年間で約5兆1,000億円減らされました。一方、この3年間で、地方税収は2兆4,000億円ふえていますので、差し引き2兆7,000億円も財源が削られたことになるのであります。三位一体改革の結果は、結局、地方自治体財政の悪化をさらに深刻化し、住民にとっては、負担の増大とサービス後退を広げることになったのであります。地方分権の推進は、看板倒れであったと言わなければなりません。

平成21年度地方財計画では、構造改革路線による地方切り捨てへの強い批判を受けて、地方交付税で1兆円の増額措置がとられました。集中改革プランに基づく職員削減や給与の引き下げなど、支出の削減をして財源を生み出すことが前提になっていますが、地方自治体財政の運営に一定の要因をもたらしたわけであります。

また国は、経済金融危機対策として、第一次補正で、地域活性化公共投資臨時交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金などのハード事業やソフト事業を対象に5兆5,727億円が追加され、さらに民主党新政権による第二次補正では、地域活性化、きめ細かな臨時交付金5,000億円が創設されるなど、地方向けの大規模な予算措置によって、地方自治体財政の負担軽減や、地域経済の活性化、雇用に創出事業等への取り組み、平成21年度決算の内容に貢献をしています。

さて、葛城市の平成21年度一般会計予算では、財政調整基金等の積立金から、8億7,000万円の繰り入れ等によって、歳入不足を補填するという厳しい予算でありましたが、交付税の1兆円の増額に伴う普通交付税や特別交付税の増収や、二次にわたる国の緊急経済対策の追加補正、国保会計等に対する繰り出し金の大幅な減額等によって、財政調整基金からの繰り入れを全額繰り戻した上に、実質収支で2億9,547万円の黒字となりました。三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてきましたが、やっと一息つけた決算ということであります。

平成21年度の個人住民税は、定率減税や老年者控除の廃止等にもかかわらず、マイナス0.4ポイント696万円の減収で、自営業者などの普通徴収では、マイナス5.2%2,900万円もの減収

になっています。固定資産税は、土地で8億259万円、前年比マイナス1.62%1,322万円の減収となりましたが、地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格は、平成5年から18年連続をして下落をしているにもかかわらず、固定資産税の加重な負担は依然として解消されておりません。平成4年、旧自治省の一遍の通達で、これまで工事価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を、公示価格の7割評価まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。さらに、平成9年の評価替えのときに導入をした負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因になっています。収入が減り続けている市民に、重い負担が押しつけられている現行の課税措置は認めがたいものであります。

次に、給付金をはじめ住民負担の問題についてであります。防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1に当たる防火水槽設置給付金の97万7,000円、消火栓の設置、改修給付金18万円の地元負担、ホースや消火器具などの設置費用にかかる3分の2の地元負担金29万円の廃止を求めるものであります。

学校ICT環境整備事業における地区公民館へのデジタルテレビ設置にかかる1館当たり3万円、合計171万円の寄附金の名による地元負担について、地方財政法第4条の5、割り当てる寄附金の禁止の規定にてらして、寄附金の名目で地元負担を徴収することは認められないものであります。住民の安全や健康福祉を守り、充実することは、地方自治体の責務であります。国の補助事業に、関係者から寄附金を集めることは事業の趣旨に反するものであります。市の責任で、率先して整備されるべきであります。

次に、防犯及び安全対策についてであります。平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置については、2万5,000円の範囲で、市が全額負担する改善が実施されました。しかし、旧當麻町では全額公費負担だったにもかかわらず、街灯の設置や修理にかかる2分の1の負担の継続はサービスは高く負担は低くの約束を裏切るもので、認めることはできません。早急な改善を求めるものであります。

次に、障害者福祉についてであります。自立支援法が施行され、障害者福祉サービスは収入に応じた負担方式で、これまではほとんどの人が無料で利用できたものが、原則1割の定率負担が導入されました。わずかな年金収入が頼りの障害者にとっては、大きな負担であります。この自立支援法の実施によって、障害者の負担増の総額は700億円、一方国の負担は350億円も削減になるのであります。やることがあべこべであります。障害者の自立を妨げるもので、自立支援法に基づく障害者福祉事業は認めることはできません。

新クリーンセンター建設についてであります。事業計画等の変更に伴い、当初予算で計画されていた用地購入費2億1,000万円等が年度途中で皆減されるなど、事業の進捗が滞り懸案の地元対策や環境アセスメント調査などのタイムリミットが迫り、どんどん窮屈な状況になってきております。おくれの最大の原因が、前任者にあることは明白ですが、このままでは、地元住民の皆さんの理解と合意を得るための時間的な保証ができなくなり、地元負担をかけることとなります。これからが正念場であり、総力を結集した取り組みを求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。日本の食糧自給率は、カロリーベースで40%と最悪

の水準が継続されています。それでも、水田農業構造改革推進事業の名による136.7ヘクタールの転作、減反が行われました。生産調整にかかわらず、新米の産地価格は、60キロ当たり1万円を割り込む記録的な下落に見舞われています。米価の維持を理由にした減反政策の破綻は明らかであります。農水省は生産調整を押しつける一方で、アメリカなどから年間70万トンを超える大量の米を輸入しています。長年の自民党農政の結末は、農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃、転用をいっそう加速させ、農業経営をますます衰退させ、葛城市の農業と耕作地をつぶしてきたのであります。減反政策は認めることはできません。

次に、都市基盤整備、道路整備についてであります。まちづくり交付金事業や街路事業、緊急地方道路の整備事業など多額の事業費を投入する幹線道路中心の整備事業から、住民の身近な集落内道路や通学路、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設のバリアフリー化など計画的に進めることが、今求められています。何よりも、今日の社会経済情勢や新クリーンセンター建設、尺土駅前広場整備など、葛城市の新市建設計画に基づく財政需要や財政状況が反映された新たな財政計画のもとで進めることを求めておきます。

次に、消防の広域化であります。大規模災害に備えるとして、国や県の言いなりに奈良県市町村の広域化を進める協議会が設置され、住民や議会を無視した消防の広域化が進められています。ところが、全国では消防本部の統合に必要な協議会を設置した地域は、約14%にとどまっています。本市消防署の実態は、救急出動等の増加により非番職員への非常招集が常態化するなど、職員に過重な負担がかかっています。今やるべきことは、市民の生命財産を守るという第一の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員など、消防力の充実強化を図ることであり、また近隣市町村消防との連携・協力の強化を進めることではないでしょうか。

消費者相談事業の充実、乳幼児の医療費助成制度の拡充、緊急雇用創出事業など評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

5番、朝岡君。

**朝岡議員** それでは、ただいま、上程議案であります。認第1号、平成21年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本決算におきましては、歳入額125億1,331万6,000円で、対前年比1億6,367万4,000円の増収となり、また歳出においては119億9,409万2,000円の支出により、対前年比9,822万2,000円の減額となっております。歳入歳出を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2億9,574万5,000円の黒字となったところでございます。

本決算と特別会計決算の一部を合わせた平成21年度普通会計の決算額に基づく、本市の財政状況を主要な財政比率に判断すると、監査委員からの報告書を見ても、各比率の数値は健全であることを示しており、行政運営の成果があらわれているものであると評価に値するところであります。

また、当年度、当初予算計上時に示された国の指導による地方財政計画に掲げる歳出規模の抑制に対しても、先の数字が示すとおり、各部局の事業執行に対するその意志が反映した

効果が認められ、一方で、国の緊急経済対策等を有効的に活用した事業の推進を図ったことによる支出を抑制し、増収施策に対しても、自主財源である市税の収納対策を、全庁的な努力により収納率92.3%と、前年比から0.8ポイント上昇した成果が示すことは、市民各位の理解のもと、収納業務の評価として認めるべき成果であると思われます。今後も、負担の公平性を期す上においても、効果的な収納システムの構築を願い、引き続き収納率の向上に努めていただきたいと願うところでございます。

ますます、深刻化する少子高齢化社会による社会保障費の伸びは、財政を圧迫する要因として今後の課題であるとともに、平成20年度末から世界同時不況による経済危機は、市民生活に大いに影響するものであり、明確な優先順位を見きわめた事業執行の推進を図ることが、今行政事務に求められています。

本決算における事業の執行率は88.6%となり、翌年度に繰り越す事業が発生したものの、安心して安全な環境整備に基づく教育施設の耐震化や、情報通信化による教育体制の確立を促進する学校ICT事業を推進し、子育て支援策として、乳幼児医療費助成事業の対象年齢の引き上げ、学童保育所の新設、また住民生活の安全性を高めるインフラ整備による道路、街路、まちづくり交付金事業や土地改良事業、市民の安心した生活環境を守る保健予防事業や防火対策、並びに昼夜にわたる緊急警防対策体制など、新規継続事業とも中長期的なビジョンの発展に寄与した各事業の執行状況であると評価をさせていただくところでございます。

本決算認定に当たり、各事業評価をさらに分析・検証をされた上、先の委員長報告にもありましたように、決算審査における各委員から出された意見・要望等を、今後のまちづくり施策に反映できるよう各執行機関においては、今後のさまざまな制度の改正等による経費についても、十分な体制設備を整えてあるかどうかなど、これからの財政運営において、国の動向をしっかりと見つめることが重要であり、市民生活が停滞しないように、市長は各関係所管との情報提供を密にすることを、そして、徹底した業務の確立を求めるものでございます。

今後、平成23年度予算査定においても、市民生活の安定につくす充実した行政サービスに反映することを望むところでございます。

以上、意見を申し述べ、本決算認定の賛成討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**下村議長** 起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第2号の平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、平成18年度に平均で17%の大幅な税率の引き上げが実施されました。定率減税や老年者控除などの廃止、介護保険料の引き上げなど、市民加入者の暮らしと経営が大変なときに大きな負担となりました。国保に加入している世帯の所得の状況は、所得200万円以下の世帯が、4,489世帯と78.69%にもなっています。そのうち、所得100万円以下の世帯は、3,159世帯で54.84%、所得ゼロの世帯が何と1,715世帯で、加入世帯の30%も占めているのであります。

国保は、所得がない人、所得の低い人が多く加入している保険なのであります。ところが、国保税は収入がなくても、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税され、その上、所得割は但し書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない人がふえて、滞納世帯は、国保加入世帯の14.5%になっています。国保税の収納率は年々低下し、現年度分で91.72%と個人市民税の97.93%を6.21ポイントも下回り、収入未済額は6,821万円にもなっています。国保税が払えなくて、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証が発行されている世帯は、95世帯251人にのぼります。さらに、納付相談や再通知しても連絡がない世帯、居所不明などの理由で、179世帯約240人の保険証が交付されず、市役所に留め置かれております。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、留め置きされている保険証を加入者に届ける早急な手立てをとるべきであります。この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定の軽減制度の適用、国保税の時効消滅や滞納処分等の執行停止等による不納欠損処分を、平成18年度から平成21年度の4年間で、1億4,604万円の処理を行いました。4億円を超えていた滞納を、2億483万円に漸減させてまいりました。しかし、現年度分の収納率が毎年低下をし、毎年6,000万円を超える滞納がふえてきていますので、根本的な解決にはならないのであります。

葛城市国民健康保険条例第23条国民健康保険の減免に規定されている市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認められるもの対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができるとした条項の具体的な適応基準を定めた葛城市国民健康保険税減免取り扱い基準の見直し拡充が必要であります。

まず、条例第23条第2項の当該年中の所得が皆無となったもの、またはこれに準ずると認められるものの取り扱いを定め、減免取り扱い基準の第3条、減免の割合の第3号、減免する必要があると認められるものの規定の中に、所得が皆無となったものに準ずるものと認められるものの適応基準が欠落をしています。生活保護等を基準にした収入金額を設定し明記すべきであります。さらに、条例第3条第3号に規定されている特別の事情のある者の取り扱い基準では、減免する必要があると認められる者として、刑務所等、その他それに準ずる施設に収容されている者とし明記されておられません。加入者の生活実態に即した葛城市独自の取り扱い基準をつくり、適応範囲を広げ、払える国保税に軽減をすべきであります。平

成21年度当初予算では、2億1,249万円の一般会計からの繰り入れを予定していましたが、財政協働安定交付金6,898万円等を合わせて1億818万円などの増収によって、繰り入れが不要となり収入されなかったものとして処理されています。

しかし、平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、今後3年間で一般会計から10億円程度の繰り入れをすとの約束に照らせば、繰入金は、収入の単なる見積もりとしてではなく、その全額を国保会計に繰り入れ、減額や不用となった場合は、所用の額を財政調整基金に積み立てて、国保財政の運営や制度の改善に活用すべきであります。

葛城市の平成20年度の被保険者1人当たりの医療費は24万7,283円と、県下で一番低い水準になっています。ところが、国保会計は、一般会計から2億円を超える繰り入れをしなければ、予算が組めないという状況が続いています。

これは、国保制度そのものに根本的な欠陥があることを証明しています。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であるにもかかわらず、市町村国保は厳しい財政運営が常態化し、国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その最大の原因は、昭和59年に国保事業に対する国の負担を、総医療費の45%から38.5%に大幅に削減したことが最大の原因であります。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ、削減された国庫負担率をもとにもどし責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。

一般会計からの繰り入れや資格証明書の短期保険証の発行基準を改善し、1カ月の短期保険証の発行を原則やめるなど評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるをえません。討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

8番、吉村君。

**吉村議員** それでは、認第2号、平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきまして、歳出におきましては、医療費が奈良県全体から見まして低い伸び率で推移し、見込みを下回ったこと。また、歳入におきましては、前期高齢者交付金、そして、共同事業交付金が大幅に増加したことにより、一般会計からの繰り入れも減少し、結果、今回の決算となったところです。しかし、これらは一時的なものと考えてのが妥当であり、今後も国民皆保険制度に基づく保健事業の健全な運営を期待するところです。また、特定検診等保健事業の充実にさらなる努力をされますことをお願いしまして、賛成の討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**下村議長** 起立多数であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

引き続き、日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第4号の平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成21年度、介護保険特別会計決算は、第4期介護保険事業計画の初年度に当たる決算であります。介護保険料は、第4期介護保険事業計画に基づき、第3期介護保険事業計画で実施された1号被保険者の保険料改定で、月額基準額2,650円から4,100円に引き上げた保険料を引き継いだものであります。

保険料の負担増は、年金収入が減っている中で、定率減税や老年者控除の廃止など、高齢者への負担強化と相まって、高齢者の生活に深刻な影響を与えています。4,100円への引き上げ、4期計画での据え置きが適正だったのか問われなければなりません。年金収入が年額18万円以下の普通徴収の方々の収納率の低下がとまらず、平成21年度の収納率は前年度より0.2ポイント低下し85.8%、滞納額は407万円増の2,165万1,000円になっています。意図して払わないのではなく、生活の困窮が進む中で、払いたくても払えない状況になっているのであります。

高い保険料の最大の原因は、介護にかかる国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分される調整交付金です。全国市長会や全国町村長会が繰り返し要望しているように、この調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ介護保険料の負担を引き下げるべきであります。介護保険料は、3年間の給付見込額に基づいて、介護保険事業計画で決定されています。3期事業計画や4期事業計画の初年度の平成21年度決算における居宅サービスや介護施設サービスなどの保険給付費、地域支援事業費の見込みなど、つまり当初予算に



対する執行率は95%台から98%台と予算額を下回っています。地域支援事業費の執行率は65%前後であります。1号被保険者が7,815人と平成18年度より12%、833人もふえていますにもかかわらず、認定制度の改悪で認定者数は1,387人と、平成18年度の1,348人より3%40人の微増にとどまり、結果としてサービス給付を押し下げているのであります。執行率の低下の結果、平成21年度の決算の実質収支が3,049万の黒字の上に、給付費準備基金の積立金が4,156万円となり、平成21年度の準備基金の保有額は1億2,136万円にもなっています。4期事業計画で決められた基準月額4,100円の保険料の設定が適正であったのか、厳しく問われなければなりません。適正な保険料に改正をし、被保険者の負担を軽減すべきであります。さらに、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を介護保険の対象から外され、原則として食費や居住費の全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が、特別養護老人ホームを利用すれば、改訂前に比べて食費が4万2,000円、居住費では多床室で別額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット型個室で約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。市内に老人保健施設が設置されたにもかかわらず給付の見込みが下回るなど、施設への入所や利用をひかえているようすが伺えるわけであります。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであり、早急な市独自の減免制度の整備など求めてまいりたいと思います。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増が、軽度の人介護サービスの切り捨てなど、これまで政府が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度への制度の宣伝文句は、全く偽りであったのではないのでしょうか。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成20年には高齢者のひとり暮らし世帯が、高齢者の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も、現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢者の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。2年、3年と待たなければ入所できない特別養護老人ホームの本市の待機者は63人にもなっています。国の対応を待っては間に合いません。民間事業者の参入に頼らず葛城市の責任で、サービス基盤の整備に着手をすべきであります。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

8番、吉村君。

**吉村議員** それでは、ただいま上程の認第4号、平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第4期事業計画の初年度として、保険料の所得段階の見直し及び地域支援事業として介護予防へのさまざまな取り組みなどの事業が進められたところであります。本市の介護サービスの基盤整備、介護予防を中心とした地域支援事業の展開及び地域包括支援センターが行う介護や介護予防支援事業などは、介護給付費抑制の一因となるべく、市民の皆様のご理解とご協力により取り組んでこられたことを評価する一方、よ

りいっそう市民と協働で、介護予防、自立支援を進めていただきたいと願うところです。

保険料の所得段階を6段階から8段階への再編成や、高額サービス費などについて低所得者への配慮もなされておりますが、今後も、市民の負担が上昇していくことが十分考えられます。ますます増加が確実とされる高齢者の方が、将来にわたって、健康で自立した生活ができる支援体制の確立にご尽力いただきますよう望みを託しまして、本件決算認定についての賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**下村議長** 起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

引き続き、日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより認第5号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより認第6号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

続いて、日程第7、認第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第8号は原案のとおり認定されました。

引き続き、日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

引き続き、日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第10号の平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保等を脱退させられ強制的に加入させられました。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方で、年齢による命の差別そのものであります。憲法が保障する法の下での平等に反するもので、その

考え方自体が、根本的に間違っていると言わなければなりません。

平成22年度は、2年ごとの保険料の改定によって、保険料は所得割が7.5%から0.2%引き上げられ7.7%に、均等割は3万9,900円から900円引き上げられ4万800円となり、1人当たり1,679円の負担増、平均年間保険料額は6万3,881円になりました。保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。

高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は、認めがたいものであります。後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで、75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、国が医療に責任を持つことになっていましたので、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも、保険証の取り上げが可能になったのであります。これでは、金の切れ目が命の切れ目となり、無年金や低年金の高齢者の命や健康を守ることはできません。現時点では、資格証明書は発行されておりませんが、資格証明書発行制度はただちに廃止すべきであります。制度発足2年目の普通徴収の現年度分の徴収率は、前年比マイナス0.55%の98.15%となっています。過年度分の収納率も94.59%と大変高率です。年額18万円以下の収入という厳しい生活の中で、健康を守る命綱の保険料を懸命に払っている様子がかがえるではありませんか。それでも、滞納者は68人にのぼり、6カ月の短期保険証の発行は、平成21年度の8件から、この8月には10件にふえています。生活に困窮している年金生活者や、収入の少ない加入者に対する短期保険証の発行はやめるべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにし、際限のない負担増と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。制度の中止撤回を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

7番、藤井本君。

**藤井本議員** 認第10号、平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

本会計特別会計決算につきましては、この制度が創設されて2年目の決算でございます。制度施行当初は、内容についての周知不足から被保険者をはじめ、多くの方に不安と混乱が生じ、国におきましては、高齢者医療の円滑な運営を図るために保険料の軽減対策や納付方法の選択制など、制度の定着を目的としたさまざま改革、制度の改善が図られてきたところであります。

そのような中、本決算につきましては、広域連合と連携を密にしながら予算の目的に沿って適切に対応し、健全な執行に努められたところであります。現在、国におきましては、新たな高齢者医療制度の検討が進められております。高齢化社会が進む今後において、高齢者

医療の安定した運営が求められています。この制度が、高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼できる制度となるよう国の動向をしっかりと見つめるとともに、広域連合との情報の共有化を図り、よりいっそう安心な医療制度の構築に向け、努力されることを望み賛成討論といたします。

以上です。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**下村議長** 起立多数であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

引き続き、日程第11、認第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第11号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第11号は原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午後 1時00分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議第39号、及び日程第13、議第40号の以上2議案を一括議題といたします。

本2議案は、総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井君。

**赤井総務文教常任委員会委員長** 去る8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました3議案につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。ただいま上程されております議第39号と議第40号の2議案につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第39号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。質疑では、個人市民税にかかわる給与所得者及び年金所得者に対し、扶養者の申告書の提出を求めるといことだが、具体的にいつ、どのようにされるのかという問いに対し、給与所得者と年金受給者に対しては、年末に扶養控除等申告書に扶養者と年齢を記載して提出いただき、それ以外の所得の方については、確定申告の様式に扶養者の氏名などを記載する項目が追加される予定であるという答弁がありました。

また、今回の上場株式にかかわる配当所得及び譲渡所得の非課税処置に関する条例改正は、預金者に対して株式投資を促すことを目的としているのか、という問いに対し、非課税口座内の少額上場株式等にかかわる配当所得及び譲渡所得等の非課税処置の創設は、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点によるものであるという答弁がありました。

さらに、今回の市たばこ税の税率改正による市税への影響額はどの問いに対し、影響額としては、200万円を見込んでいるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。質疑討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

以上です。

**下村議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第12、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第37から、日程第17、議第44号まで、以上4議案を一括議題といたします。

本4議案は、民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、藤井本君。

**藤井本民生水道常任委員会委員長** 去る8日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました5議案につきまして、15日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第37号、議第42号、議第43号、及び議第44号の4議案につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

それでは、議第37号葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてであります。質疑では、指定先の社会福祉協議会会長が市長で委託料を支払うのも市長であるが、どのように考えているかという問いに対し、将来的には民間の方に会長についていただくことや、社会福祉協議会に指定管理業務を委託し続けていくのか、さまざまなことも視野に入れて、今まで5年であった指定管理期間を3年に変更して、その間に前向きに考えていくということで提案させていただいている、という答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号、平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算第1号の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第43号、平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算第1号の議決についてであります。質疑では、介護給付費準備基金、積立金の現在額は幾らか、また、歳入の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の内容についての問いに対し、介護給付費準備基金積立金については、平成22年3月31日現在で1億2,136万7,000円である。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金については、平成21年度の収支と経費の執行残32万6,775円を、今年度執行するものであるとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第44号、平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号の議決についてであります。質疑、討論はなく採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

以上であります、このほかにも本委員会において、各委員から活発な質疑、または数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

以上です。

**下村議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第14、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第38号議案を議題といたします。

本案は、都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、川辺君。

**川辺都市産業常任委員会委員長** 去る8日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました2議案につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第38号議案につきまして、その審査の概要及び結果をご報告いたします。

それでは、議第38号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてであります。質疑では、当施設であります當麻の家の利用者が多く、ふるさと公園の利用者もあり、駐車場が手狭になってきて、路上駐車等により周辺に迷惑がかかっている。対策はどう考えているのか、という問いに対し、休日は特に混んでおり、當麻の家ともいろんな角度から相談させていただき検討していきたい、という答弁がありました。さらに、以前から同様の要望をしている早急に対応していただきたいという意見がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第41号議案を議題といたします。

本案は、3つの各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

まず総務文教常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

12番、赤井君。

**赤井総務文教常任委員会委員長** ただいま上程されております議第41号、平成22年度葛城市一般会計補正予算第2号の総務文教常任委員会関連部分について、審査の概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、幼稚園管理費の工事請負費の内容について教えてほしい、という問いに対し、新庄北幼稚園の空調工事の中で、天井裏にアスベストを含む仕上げ材が使われていることが判明したため、その除去工事に伴うものであるとの答弁がありました。

この答弁に対し、市内のほかの学校の状況はどの問いに対し、市内の全小中学校・幼稚園を調査した結果、新庄小学校、新庄北小学校、新庄中学校の音楽室などの一部の教室で仕上げ材にアスベストを含む吹きつけ材料が使われていることがわかり、検査の結果、浮遊は一切ないことがわかった。また、新庄幼稚園の診断調査の中で、天井裏に石綿を吹き付けていることがわかったが、検査結果はまだ出ていない。ほかの幼稚園については、調査を行ったがみつからなかった。今後アスベスト除去については、適切に対応をしていきたいという答弁がありました。

また、公民館費の施設整備補助金の内容はという問いに対し、5台のエアコン室外機の盗難によるもの、公民館の老朽化による外壁などの補修工事、冷蔵庫の故障によるものなど、緊急を要するものに対する補助金となっているという答弁がありました。

さらに、臨時雇用賃金を補正されているが、臨時雇用賃金というものは、その形態により異なるのかという問いに対し、雇用する職種により、基本賃金や雇用形態は異なっているという答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

**下村議長** 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

7番、藤井本君。

**藤井本民生水道常任委員会委員長** ただいま上程されております議第41号平成22年度葛城市一般会計補正予算第2号の議決について、民生水道常任委員会関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、いきいきセンターにおいて、浴槽からレジオネラ菌が検出され、休館をされたと聞いているがどのような状況であったか内容についてもお聞きしたい、という問いに対し、公衆浴場法で7月6日に水質検査を実施した結果、南側の浴槽からレジオネラ菌が検出され、その後、保健所の調査・指導により配管の清掃、水質検査を受け、菌が確認されず、8月14日再開となった。今回、その検査手数料、清掃手数料を補正予算計上させていただいた、との答弁がありました。

さらに、本施設も老朽化しているなど、計画的に改善し改修する必要があると思うが、という問いに、市の全施設に言えることであり、現在、施設や設備の効率的に管理する方法、ファシリティマネジメントを進めているとの答弁がありました。

また、児童扶養手当システムの変更委託料が計上されているが、変更された理由、時期についてお聞きしたいという問いに対し、児童扶養手当法の改正により8月から父子家庭にも手当が支給されることに伴うものであるとの答弁がありました。

また、女性特有のがん検診について、国の目標は50%、葛城市の目標は30%と聞いているが受診率はどうか。また、県水準でいくとどうなっているのか、という問いに対し、当初受診率30%で補助金交付申請を行っていたが、子宮がん検診受診率については24.89%、県平均21.1%で、県内12市のうち2番目の受診率であり、乳がん検診については24.96%、県平均が23.89%で4番目の受診率であったが、目標の30%に満たなかった分の差額を返還するための計上であるとの答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で、当委員会の関係部分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**下村議長** 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

最後に、都市産業常任委員会の関係部分について審査の結果報告を求めます。

11番、川辺君。

**川辺都市産業常任委員会委員長** ただいま上程されております議第41号平成22年度葛城市一般会計補正予算（2号）に議決についての都市産業常任委員会関係部分につきまして、その審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、農林商工費でふるさと雇用再生特別基金事業費として、循環型社会推進事業費の中で、その事業を福祉作業所に委託することはできないのか、という問いに対し、今のところ、県の方にも相談し、環境施策に強いNPO法人に委託する計画を持っているが、何らかの形で福祉作業所と連携をとっていける部分がないか再度検討する、という答弁がありました。

また、土木費で、街路事業費測量設計委託料が組まれているが、新庄駅前通線の測量設計はまだできていないのか、という問いに対し、不動産登記法の一部改正に伴い用地購入部分だけでなく、残地部分を含めた分筆測量の作成し直しの必要が生じたため計上をしている、と

いう答弁がありました。討論はなく採決の結果、全員一致で、当委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第45号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第45号、葛城市特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会全員協議会で申し上げましたとおり、9月28日付で4名の職員に対し懲戒処分を行いました。また、懲戒処分以外のその他の処分といたしまして、14名の職員に対しまして嚴重注意を行いました。

これらの総括的な責任者として、みずからを律するため、本条例を改正するものでございまして、内容といたしましては、私は平成22年10月から2カ月間、給与月額10分の1を、副市長は平成22年10月から4カ月間、給与月額10分の1をそれぞれ減額するものでございます。

施行日につきましては、平成22年10月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**下村議長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、先ほどの議会運営委員長からの報告のとおり、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、発議第2号沖縄尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の中国政府及び国際社会に対する日本政府の対応に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

16番、西川君。

**西川議員** ただいま発議第2号の沖縄尖閣諸島沖中国漁船衝突事件の中国政府及び国際社会に対する日本政府の対応に関する意見書について、提案者の理由を求められましたので、ただいまより説明を申し上げたいというふうに思います。

去る9月7日に、尖閣諸島沖で起きた中国漁船による領海侵犯、並びに海上保安庁の監視船に対する衝突事件、これは故意に引き起こされた可能性が大きいと考えております。それに対し、即座に海上保安庁は船長以下14名を逮捕し、14名の乗組員は既に帰しましたが、船長の処分について那覇地検が検討しているさなか、那覇地検の判断として船長を釈放するという決定をいたしました。処分保留のまま釈放するという決定をいたしました。この公務執行妨害に対する国内法の適用の途中で、那覇地検は、いろんな理由の中で、国民の安全と中国政府、中国に関する外交上の悪化を招く恐れがあるという理由で釈放したというふうな地検の記者会見がありました。それに対し、日本政府の官房長官がその判断を良とするという談話を発表し、この地検に政治判断をゆだねるといふ、まことに情けない談話を発表したのであります。

これは、脱官僚、また政治主導というものを放棄したに等しいというふうに感じます。今後、このようなことがたびたび起こるようでは、日本国の領土を保全し、また日本国民の生命の安全と財産を守るという基本的なことが、なおざりにされる危険があります。

そこで、那覇地検が談話をした内容は、日本国民の安全、これは何を指しているかと言いますと、戦前に埋設された不発弾並びに弾薬を除去するという、日本の政府の資金で調査に行った民間人を逮捕すると、そのことを指しているのではないかと。もう一つは、レアアースという日本にとって必要な金属を、中国政府は関与してないと言いながら輸出をとめるという、こういう論外な行動に打って出てるわけであります。

そのようなことを許しておけば、国際社会でしっかりとした日本国というものが認められ

ないというふうなことになるのではないかということで、今回、中国政府には毅然とした態度で、日本政府は臨んでいただきたいということと、国際社会に対しまして、中国政府の理不尽な対応をしっかりと訴えていっていただきたいと。そのような趣旨で、このたび、発議を意見書として発議をさせていただいたところでございます。1 地方議員と言えども、政府の間違った対応の仕方には、しっかりとものを申すというのが議員の責務であると、このように心得ておりますので、議員皆様方の深いご理解をいただきまして、多数の賛同をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

これを、皆様方のお手元に、その意見書、発議内容が配付されておりますので、その内容をお目とおしをいただいていると思っておりますので、内容については省略をさせていただきますが、趣旨としてはそういうことでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

これで、私の提案理由の説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**下村議長** 以上で、説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましても、議会運営委員長からの報告のとおり、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

8 番、吉村君。

**吉村議員** ただいま上程されました発議第 2 号本意見書の採択について、賛成の討論を行います。

沖縄尖閣諸島は、日本国の長い歴史を見ても、紛れもなく日本国の領地であり、所在地は沖縄県石垣市の管区であります。その領海内を本意見書に記述されているような、このたびの事件においては、当然領海への侵犯であることは言うまでもありません。

今日本経済において、中国との関係は大変重要な輸出入国であることは、国民が認める真実ではありますが、しかしながら、このたびのような問題に対しての政府の対応は許されるものではなく、政府は事件の事実を正確に判断され、国民を守りきるという強い意志のもと、今後の方針を早急に整備し対応されることを求めるものであります。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第 2 号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により所管事務についての、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

8日の開会以来、議員の皆様方には、慎重に審査をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位からの会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、葛城市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月8日に開会されました平成22年第3回葛城市議会定例会が、本日全日程を終えさせていただきます、閉会の運びとなりました。その間、提案いたしました全議案慎重にご審議を賜り、またいずれも可決認定をいただきましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、会期中に議員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことをしっかりと受けとめながら、職員一同団結をして、あすから市政運営に当たってまいりたいと存じます。

なお、今議会の開会中に、先ほども追加議案で提出をさせていただきましたけれども、職員の処分、それと市長、副市長の減給ということで、私が市長に出馬をいたしましたときから、お約束をさせていただきましたクリーンセンターをクリーンにするということでやっておったことが、2年かかってようやく終結ということになった、大変に長い時間をかけてしまって、議会の皆様、また市民の皆様にも改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

これからは、職員一同しっかりと気を引き締め、二度とこのようなことが起こらないように、誠心誠意市民のために努力をしていこうというふうに思っております。

また、ただいま最後の意見書の採択にありましたように尖閣諸島のことについて、葛城市議会が、全会一致でそれを認められたと、高い見識を有しておられる葛城市議会であると改めて認識をさせていただきたくてございます。

6月議会のときに、私が市長として職務を全うする、国が国民の生命、財産を守るということをお話をさせていただいたわけですが、その大前提を揺るがすような事件が起きた。そのことに対してすぐに反応し、やはり地方からでも国に一言もの申す、それはすばらしいことであるというふうにも思いますし、私も大いに意を同じくするものでございます。

それから、また連日いろいろとニュース報道ありますけれども、あまり多くを語るものではございませんが、ニュース報道の中で、我が国の国旗が他国の住民に踏みにじられる、その姿を見るということは、まことに心苦しいものがあるわけでございます。しっかりと、日本国政府に対しまして、そのようなことが起こらないように厳重に注意をいただく。日本国として尊厳、誇りを持って世界の中で役立つ国になっていくということをしかりと宣言をしていただきたい、かように思うわけでございます。

また、いろいろと今回いただいた皆さんのご意見をしっかりと受けとめながら、今後よりいっそう努力をしてまいりたいと思いますので、皆様方からさらなるご指導、ご鞭撻をいただきながら、努力をしていけるようにしてまいりたいと思いますので、今後もどうかご協力賜りますように、心からお願いを申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

**下村議長** 以上で平成22年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後1時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員